泉大津市水道事業障がい者活躍推進計画

	
機関名	泉大津市水道事業
任免権者	泉大津市長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)
泉大津市水道事業に おける障がい者雇用 に関する課題	泉大津市水道事業(以下「水道事業」という。)は、職員総数が18名(市長部局からの出向で、うち4名は再任用職員及び会計年度任用職員)の小規模な機関である。自ら職員の募集・採用は行っておらず、また現在障がいのある職員はいないため、組織的な体制整備は特段行っていない。
目標	
①採用に関する目標	水道事業で職員の募集・採用を行うときは、障がい者である応募者を念頭において行うとともに、障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	なし(障がい者を雇用したときは、定着状況を把握予定)
取組内容	
1.障がい者の活躍を 推進する体制整備	障がい者雇用推進者として水道課長を選任する。 障がい者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障 がい者である職員の相談窓口を設定する。 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は3か月以 内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさな いときは労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談 員資格認定講習を受講させる。
2.障がい者等の活躍 の基本となる職務の 選定・創出	身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相 談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定・創出等につ いて検討する。
3.障がい者の活躍を 推進するための環境 整備・人事管理	相談窓口への相談のほか、身体障がい等がある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い必要な措置を講じる。この場合、当該職員からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲内で適切に実施する。募集・採用にあたっては、次の取り扱いを行わないものとする。①特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。②自力で通勤できることといった条件を設定する。②介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。⑤特定の就労支援施設からのみの受け入れを実施する。
4.その他	国等による障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の推 進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注を通じ て、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。